

かわらばん

一般社団法人 岩手県産業廃棄物協会
TEL019-625-2201 FAX019-624-1920
URL : <http://www.iwatesanpai.or.jp>



安全衛生研修会開催

次のとおり安全衛生研修会を開催します。今回は「ドライブレコーダーを活用した運行管理と安全運転指導」のテーマでドライブレコーダーを用いて実際に取り組んでいただいた会員の体験実例を紹介していただきながら安全運転管理について学習します。別途ご案内します。無料ですので是非ご参加ください。

日時 3月5日(水) 14:00~15:30

会場 岩手県民情報交流センター(アイーナ 803 会議室)



先進企業取組み説明会

今後企業に求められる環境配慮や5Sをベースとしたマネジメントの説明会を開催します。講師は株式会社UL ASG ジャパンの坂田和則氏ほかですが同氏の大変分かりやすいお話は定評があります。別途ご案内します。無料ですので是非ご参加ください。

日時 3月7日(金) 13:30~16:30

会場 ホテルエース盛岡



忍野八海湧池

昨年10月の視察研修で富士山の5合目を訪れた際に立ち寄った国の天然記念物になっている忍野八海に湧池(わくいけ)と呼ばれる有名な池がありました。

直径約12メートルほどの小さな池で、一見浅そうに見えましたが、とても深く地下160メートルの所で巨大な地底湖につながっているとも言われています。

湧出する水は、日量23万立方メートルと岩手県庁3杯分もあります。澄んだ水を見ていると心霊スポットの一つになっているというのも納得しました。



水生生物保全環境基準

水質の環境基準は、公害の防止の観点から魚や藻類など水中の生態系の保護にも配慮するという考え方へと発展してきました。

現在は、水生生物保全に係る環境基準項目について3物質(亜鉛、ノニルフェノール、LAS)が設定されていますが、これに加えてアンモニア、ニッケル、カドミウム、銅の4物質について環境基準項目や要監視項目への追加が環境省で検討されています。

このうち、特別管理産業廃棄物に係るのはカドミウムだけですが、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」によれば、廃棄物に関する情報について、受入れの可否判断や処理費用の見積りのために排出事業者から処理業者への情報提供や両者の情報共有が望ましいとされています。排出事業者の理解と協力が不可欠な時代になってきました。



被災地支援ツアー

全国産業廃棄物連合会青年部協議会が企画した「三陸! 私たちは諦めないで頑張っていますツアー」が1月25日(土)に開催され、全国各地から32名の方が参加しました。盛岡市からバスで山田町を訪問し御蔵山鎮魂の鐘を打ち、語り部の方から被災地の状況を解説していただきました。復興かき小屋で昼食をとった後、参加者の皆様には沢山の買い物をさせていただきました。復興支援につながったと思います。





新表彰制度スタート

全国産業廃棄物連合会では毎年功労者等の表彰を行っています。平成27年度から受賞候補者を都道府県協会の表彰受賞者に限ることになりました。

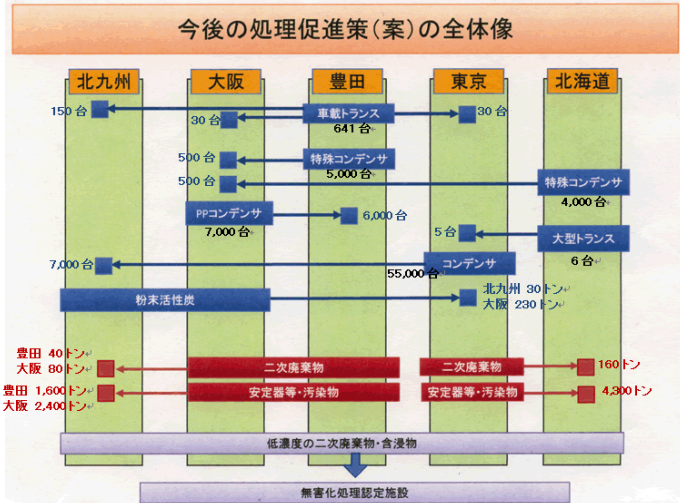
当協会ではこれに合わせて独自の表彰制度を設けることとし、総会で表彰することとしました。

対象は、功労者、優良事業所、優良従事者の3部門で、皆様には推薦をお願いすることになりました。



PCB 処理促進案

環境省は PCB 廃棄物の早期処理完了に向けた促進策の案を示しました。2027年3月末までに延長した処理期限に対し、遅くとも2年前までに処理を完遂させる計画です。PCB 廃棄物処理事業会社の日本環境安全事業(JESCO)の全国5事業所での受入れ態勢を大きく見直すとのこと。これまで各事業所の対象地域に保管されている PCB 廃棄物のみ処理を進めてきましたが、他エリアの施設も最大限に活用し機能分担しながら全国で処理の完了を急ぐというものです。



平成26年度税制改正

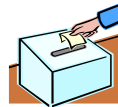
平成26年度の税制改正の内容が決まりました。産業廃棄物処理関係では、維持管理積立金の対象となる最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例措置が継続されます。

最終処分場の埋立終了後における維持管理に要する費用に備えるため、災害防止準備金を積み立てたときは、その積立金の額を損金又は必要経費に参入できる

特例措置がありますが、その適用期限を2年延長することとされました。

また、石綿含有産業廃棄物等処理施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)も継続になりました。

石綿含有産業廃棄物等処理施設については、廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置(1/3)についてもその適用期限を2年延長することとされました。



環境配慮契約法基本方針

昨年3月に環境配慮契約法に基づく基本方針が改定告示され、国が発注する産業廃棄物の処理に関する契約について環境配慮の観点から受注候補者を裾切りする方式が示されました。評価項目は次のとおり。

- 温室効果ガスや環境負荷の削減
- 環境報告書等の公表
- 適正処理や環境配慮に関する従業員研修・教育
- 優良基準(情報公開、財務体質など)への適合
- 低公害車の導入、熱回収の実施(焼却の場合)など

具体的な方式は国の省庁ごとに決定されるものですが、基本方針をクリアする事業者は、国が発注する産業廃棄物の処理を受託する際に有利になります。

この方式は将来的に地方自治体に波及することが予想されますので、環境に配慮したこのような取組みは大きな効果を生む可能性が出てきそうです。



事務局便り

【会員の方へお願い】

会員事項に変更があった場合は、「変更届」の提出をお願いします。様式は、協会ホームページ(会員の方へ)からダウンロードできます。

◆編集後記◆

皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。

寒い日が続いています。体調管理には十分ご注意ください。